第13回三川町農業委員会総会議事録

- 1. 開会の日時 令和5年8月25日(金) 午前9時30分
- 2. 総会の場所 三川町役場 議場
- 3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番 黒 田 暢 委員 3番 志 田 敏 朗 委員 4番 恩 田 明 雄 委員 6番 齋 藤 俊 介 委員 7番 石 栗 聡 委員 8番 齋 藤 学 委員 9番 齋 藤 茂 委員 10番 庄 司 正 廣 委員

4. 総会に欠席した農業委員は、次のとおりである。

2番 大川里美委員5番五十嵐晃樹委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告事項1 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

第2 報告事項2 許可を要しない農地の転用について

第3 第31号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 第32号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する

意見について

- 6. 議長三川町農業委員会会長店司正廣
- 7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事 務 局 長 須 藤 輝 一

事務局長補佐 渋 谷 淳

産業振興課長補佐 菅 原 勲

会計年度職員 髙橋加奈

議 長 ただ今より、第13回三川町農業委員会総会を開会いたします。

(9:30)

総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。

次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。

時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、7番 石栗 聡 委員、9番 齋藤 茂 委員の2名を指名いた します。

これより、報告並びに議案の審議に入ります。

それでは、日程第1 報告事項1「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」及び日程第2 報告事項2「許可を要しない農地の転用について」の報告を求めます。

事務局、説明願います。

渋谷事務局長補佐

(説明) ≪ 報告事項1 ≫

(説明) ≪ 報告事項2 ≫

議長

以上で日程第1及び日程第2の報告を終わります。

日程第3 第31号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」 を議題とし、審議します。

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐

(説明) ≪ 第31号議案 ≫

議長

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求め ます。

(挙手)(賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 第32号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を議題とします。この議案については産業振興課農政係担当職員に出席説明を求めております。事務局の提案説明後、担当職員より構想の変更内容について説明を求めます。

渋谷事務局長補佐

(説明) ≪ 第32号議案 ≫

菅原産業振興課長補佐

(説明) ≪ 第32号議案 ≫

議 長

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。 お諮りします。

本案については、「妥当である」と回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)(賛成7名、反対0名)

議 長 挙手全員であります。したがって、第32号議案について「妥当である」と 回答することに決定します。

以上をもちまして、第13回三川町農業委員会総会を閉会します。

(9:46)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議長

議事録署名委員 7 番

議事録署名委員 9 番